

# 市と指定管理者のリスク分担

## 《対象となる範囲》

管理運営業務の実施に伴うリスク

## 《文言の定義》

経費…管理運営業務の実施に伴う支出

収入…管理運営業務の実施に伴う収入(指定管理料、利用料金制に基づく利用料金、利用者負担金等)

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		市	指定管理者
募集リスク	募集要項(仕様書等)の誤りや不備に基づき必要となった費用又は損害	○	
法令等変更リスク	指定管理者制度にかかる法令等の新設・変更による経費の増加及び収入の減少	○	
	上記以外の法令等の新設・変更による経費の増加及び収入の減少	両者協議※	
	消費税の変更に伴う指定管理料(市委託料)の増減	○	
許認可リスク	事業の実施にあたって市が取得すべき許認可等が取得・更新されない又は遅延したことによる費用及び損害	○	
	事業の実施にあたって指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新されない又は遅延したことによる費用及び損害		○
第三者賠償リスク	市の帰責事由により第三者に与えた損害(損害補償にかかる費用を含む。)	○	
	指定管理者の帰責事由により市又は第三者に与えた損害(損害補償にかかる費用を含む。)		○
	上記以外の理由により、第三者に与えた損害(損害補償にかかる費用を含む。)	両者協議※	
管理運営業務の変更・中止等リスク	市の指示や議会の不承認の他、市の帰責事由に基づく管理運営業務の変更・中止・延期に伴う経費の増加、収入の減少、損害。	○	
	指定管理者の帰責事由に基づく管理運営業務の変更・中止・延期に伴う経費の増加、収入の減少、損害。		○
	上記以外の理由に基づく管理運営業務の変更・中止・延期に伴う経費の増加、収入の減少、損害。(自然災害や第三者の要因等の不可抗力)	両者協議※	
施設等損傷リスク	市の帰責事由により被った施設・設備・備品の損害	○	
	指定管理者の帰責事由により被った施設・設備・備品の損害		○
	上記以外の理由に基づき被った市が所有する施設・設備・備品の損害(自然災害や第三者の要因等の不可抗力)	○	
	上記以外の理由に基づき被った指定管理者が所有する施設・設備・備品の損害(自然災害や第三者の要因等の不可抗力)		○
性能リスク	指定管理者が実施する業務内容が自治体の要求水準に達しないことに伴う費用、損害		○
物価・金利変動リスク	物価変動や金利変動に伴う経費の増加又は収入の減少		○
	急激な物価変動や金利変動により管理運営業務の継続が困難となる場合における経費の増加又は収入の減少	両者協議※	
需要変動リスク	利用者数などの需要変動による収入の減少		○
	募集時の想定を超える外的要因に基づく大規模な需要変動により管理運営業務の継続が困難となる場合における経費の増加又は収入の減少	両者協議※	
原状回復リスク	指定期間満了時又は指定の停止時における原状回復にかかる費用		○
不可抗力等によるその他のリスク	上記を除く、自然災害や第三者の要因等の不可抗力等(想定が困難な急激な物価変動や金利変動、外的要因に基づく大規模な需要変動なども含む)による管理運営業務の変更・中止・延期に伴う経費の増加、収入の減少、損害	両者協議※	
災害発生時の避難所開設・避難所運営	当該施設の管理基準(仕様書)又は避難所開設マニュアルにおいて指定管理者の役割(業務)として位置付けているもの		○
	上記以外で指定管理者の役割として位置付けておらず、かつ通常管理業務との代替が可能な場合を除き、新たに経費の増加、収入の減少、損害が発生した場合	○	

※両者協議としているリスク分担や協定締結時に想定していないリスクが発生した場合、その他リスク分担方法に関する疑義が生じた場合についての協議方法は次のとおりとする。

- リスクが発生又は発生するおそれを確認した側から速やかに相手方に報告を行う。
- 報告後、市及び指定管理者は速やかに、リスクへの対処方法、想定される経費の増加、収入の減少、損害について協議を行う。  
リスクへの対処後、後日精算を行う場合は、精算時期や方法などを記載した文書(覚書など)を交わす。
- リスクへの対処方法などについて市と指定管理者の間で協議が整い次第、速やかに基本協定書や実施協定書などの変更を行う。